

「農山漁村における教育交流」に関するセミナー
報告要旨（平成 22 年 10 月 1 日）

農山漁村民泊と規制緩和型農林漁家民宿 にみる小規模グリーン・ツーリズム政策

都市農山漁村交流活性化機構 中尾 誠二

わが国においては、1992 年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」以降、“グリーン・ツーリズム（以下、GT）”が農政に位置づけられ、地域活性化の手法として注目されています。そうした中で、農林漁家による民宿・民泊も各地に広がり、「地域の自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動」の一環として都市住民の需要に応えています。

本報告の目的は、①農林漁家「民宿」および農山漁村「民泊」といった用語の使われ方・法的な位置付け・規制緩和との関係を体系的に整理した上で、「規制緩和型農林漁家民宿」等の概念を提示し、②取組事例の実態や統計から、従来一般的に理解されている「民宿」、「民泊」の境界線を見直し、「民泊」と称する適法な「民宿」を新たな概念として整理することにあります。また、③その概念に基づく「規制緩和型農林漁家民宿」の特性を明らかにし、「小規模 GT 政策」ともいえる一連の緩和策を総括するとともに、今後の展開を考察します。

一般に料金を徴収して、人を宿泊させ食事を提供するには、旅館業法や食品衛生法上の許可を取得しなくてはなりません。ところが、一般的に理解されている「旅館」と「民宿」の境界は、法律や統計区分では明確に示されていません。旅館業法上には民宿を規定する条文はなく、同法に規定された旅館営業、簡易宿所営業についても、法律上の規定は最低限の基準を示すのみで、実質的には各都道府県の条例による運用がより大きな比重を占めています。

一方、1994 年に制定された農山漁村余暇法

で「農林漁業体験民宿」が定義され、これによって初めて「民宿」の用語が法律上位置づけられました。そして、2003 年以降、全国的に規制緩和が進められ、これを利用して簡易宿所営業の許可を得た宿を「規制緩和型農林漁家民宿」と呼ぶことができます。また、こうした GT の推進は、従来の大規模 GT 政策等に対して小規模 GT 政策と位置づけることができます。

現在ある小規模農林漁家民宿を制度的に分類すると、[A] 規制緩和策を利用した小規模農林漁家民宿、[C] 旅館業法等の許可を得ないもの、[B] 両者の中間に当たり、各県の民泊ガイドライン等に沿いつつ、旅館業法等の許可を得ていないものが存在します。

現在、[B] のガイドラインを策定しているのは 12 県で、その基準を満たす農山漁村民泊は相当数あり、これらが教育旅行の受入主体として注目されています。[B] のケースでは多くが、農林漁家の宿泊体験は宿泊部分も含めて「体験」の一環であるため「宿泊」行為にはあらず、旅館業法等の適用外と判断して運用しています。しかし、安全面を確保する観点等から、要件の整ったものについてはできるだけ [A] に移行することが望ましいという見解もあり、[B] についてもしかるべき行政の指導を進めて行く必要が考えられます。また、都道府県によっては [B] と [C] をはっきり峻別せずに指導している地域もあることから、これら都道府県においては、指導方針を明確化することも課題です。

こうしたことから、本報告では、現状の農林漁家による宿泊体験を [A] に移行させるための課題を旅館業法・食品衛生法・建築基準法・消防法・旅行業法・道路運送法といった一連の規制緩和を整理し、これらの整理を元に「民泊」を適法化する際の課題等を検討しました。

（文責：鈴木源太郎）